

高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第十四条の二第五号の 国土交通大臣が定める基準の一部改正について

1. 制度の概要

高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）に基づく高齢者向け優良賃貸住宅の認定基準のうち、賃貸住宅の構造及び設備に関しては、加齢に伴って生ずる高齢者の身体の機能の低下の状況に対応した構造及び設備（以下「加齢対応構造等」という。）として省令で定める基準に適合するものであることが必要とされている。

同法施行規則第十四条の二においては、既存の住宅等の改良により整備される高齢者向け優良賃貸住宅について、新規建設の際の基準をそのまま適用することが適当でないと認められる場合に適用できる加齢対応構造等の基準が定められている。本基準は、同条第五号に基づき国土交通大臣が定めた基準であり、今回これを改正するものである。

2. 改正の内容

既存の住宅等の改良により高齢者向け優良賃貸住宅を供給する事業を円滑化するため、以下の改正を行う。

- ① 住宅の専用部分（日常生活空間内）の玄関の出入口等の段差について、段差の高さに係る規定を適用しないこととする
- ② 住宅の専用部分（日常生活空間外）の段差について、段差の無い構造であることを求める規定を適用しないこととする
- ③ 浴室の手すりについて、浴槽出入りのためのものを求める規定を、浴槽の出入りのためのもの又は浴槽内の姿勢保持のためのもののいずれかで足りることとする
- ④ 階段及び共用廊下の手すりについて、設置高さに係る規定を適用しないこととする
- ⑤ 2階以上の窓の転落防止用の手すりについて、設置を求める規定を適用しないこととする
- ⑥ 共用廊下について、段差の解消及び手すりの設置を求める規定を、いずれかで足りることとする

3. 今後のスケジュール（予定）

- 公 布 平成21年3月下旬
- 施 行 平成21年4月1日